

7. 避難施設

7-1 避難施設について

指定緊急避難場所と指定避難所について

避難施設には指定緊急避難場所と指定避難所があり、災害時においてそれぞれ異なる役割があります。なお、ハザードマップでは避難施設として指定緊急避難場所を表示しています。

指定緊急避難場所

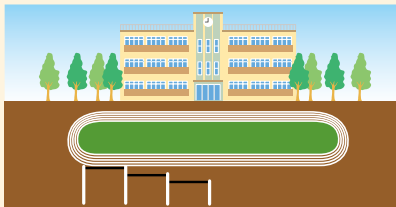
災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定

指定緊急避難場所のイメージ



土砂災害に対する指定緊急避難場所の例

対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物



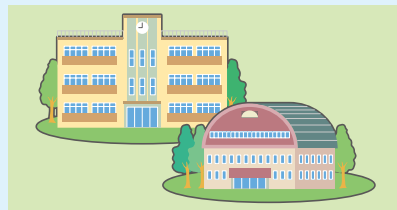
地震、大規模な火事等に対する指定緊急避難場所の例

対象とする災害の危険が及ばない学校のグラウンド・駐車場等

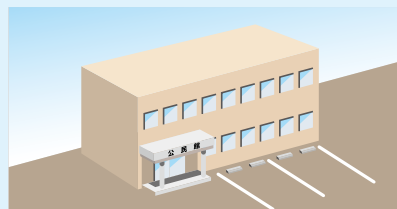
指定避難所

災害の危険があり避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設

指定避難所のイメージ



学校・体育館等の施設



公民館等の公共施設

災害時はまず**指定緊急避難場所**へ行き、自らの安全を確保しましょう！
帰宅が困難になった方が一時的に滞在する施設が**指定避難所**になります。

指定緊急避難場所と指定避難所の看板について

豊中市は令和2年度に指定緊急避難場所および指定避難所の周知や防災意識向上のため、市内251か所全ての同所の標識を更新しました。全国統一の図記号を使用し、避難できる災害種別や現地の洪水・高潮想定浸水深を新たに表示。また、夜間の視認性向上のため蓄光材と反射材を使用しています。



指定緊急避難場所と指定避難所の看板

- A** その場所が指定避難所なのか、指定緊急避難場所なのかを示しています。
- B** どんな災害のときに避難できる場所なのかを示します。
- C** 洪水や高潮が発生した場合に、浸水する可能性がある高さを示しています。